

株 主 各 位

東京都港区六本木七丁目18番12号

株式会社シーボン

代表取締役社長 金子靖代

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月25日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月28日（月曜日）午後2時
2. 場 所 神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号
シーボンパビリオン<メインオフィス> エッグホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第45期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容
決定の件
第5号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件
4. 議決権行使についてのご案内
議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.cbon.co.jp/company/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の改善や緊急経済対策を始めとする政策の効果等を背景に、輸出・生産ともに緩やかに増加しており、企業収益も改善傾向にあります。しかし、厳しい雇用情勢及び所得環境は続いており、個人消費の回復の兆しが見えず、また、デフレの影響も懸念される事から依然として先行き不透明感を払拭できない状態が続いております。

化粧品市場におきましても、市場構造が高価格帯と低価格帯への二極化へと進む中、異業種からの新規参入が相次ぎ、消費者の購入志向がコストパフォーマンスを一層重視したものに推移したことなどにより競争は激化しており、厳しい事業環境が続いております。

こうした経営環境の中、当社は、創業以来、化粧品を販売するだけでなく、「お客様に美しくなることを提供し、その結果に最後まで責任を持つ」という理念に基づき、「お客様の美を創造し演出する会社」として、化粧品の研究・開発、製造から販売、アフターサービスに至るまでの製販サービス一体の事業展開を行い、より高品質な化粧品を提供することを重視しつつ、アフターサービスという独自の付加価値をつけることにより、他メーカーとの差別化を図ってまいりました。

当事業年度における主な販売活動は、新店の開設及び集客強化による新規顧客の獲得と新製品の投入によるブランド力の強化を主軸に行ってまいりました。

新規顧客の獲得におきましては、4店舗（9月：調布店、11月：新百合ヶ丘店、12月：三宮店、2月：草加店）を出店し、販売網を拡大するとともに、集客イベントの積極的な実施や予約センターの人員の増員により、認知度の向上及び集客強化を図りました。

新製品におきましては、4月にホワイトシリーズの期間限定セットを発売、5月には夏季限定スペシャルセットSPA BAを発売、10月には高級エイジングケアラインであるコンセントレートシリーズ（化粧水、クリ

ーム、美容液、美容液パック）をリニューアル発売、11月には同シリーズの期間限定スペシャルセットSPA CONCENTRATEを発売、2月には様々な肌トラブルに対応した美容液MDシリーズ（CHエッセンスMD、VCエッセンスMD、アセンディングエッセンスMD）をリニューアル発売いたしました。

これらは、当社主力製品であるスキンケアラインをさらに強化し、既存顧客のニーズに応えるとともに、より良い製品を求める消費者の動向を注視したものであり、なおかつ、多くのお客様から支持され毎年恒例となっている9月のフェイシャリストFPプログラム14増量キャンペーン、3月のフェイシャリストファーマントパウダー増量キャンペーンを実施することにより、着実に業績を伸ばすことができました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高14,936,149千円（前年同期比4.4%増）、営業利益1,368,413千円（前年同期比14.3%増）、経常利益1,392,892千円（前年同期比11.9%増）、当期純利益834,018千円（前年同期比56.5%増）となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、販売網の拡大を図るべく直営店を4店舗開設し、加えて5店舗を改装いたしました。また、顧客数増加に伴う収容能力の向上とお客様サービスの充実のため、津田沼店を移設いたしました。

この結果、当事業年度における設備投資の総額は、234,281千円（出店に伴う敷金保証金を含む）となりました。なお、当事業年度における設備の除却損等は17,237千円となりましたが、これは、店舗の移設、改装等に伴う建物付属設備及び工具器具備品等を除却したことによるものであります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 42 期<br>(平成19年3月期) | 第 43 期<br>(平成20年3月期) | 第 44 期<br>(平成21年3月期) | 第 45 期<br>(当事業年度)<br>(平成22年3月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 13,683,186           | 14,116,503           | 14,305,158           | 14,936,149                      |
| 経 常 利 益 (千円)   | 950,992              | 1,129,946            | 1,245,234            | 1,392,892                       |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 284,284              | 545,605              | 533,005              | 834,018                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 679.83               | 1,285.90             | 1,256.20             | 196.56                          |
| 総 資 産 (千円)     | 9,646,258            | 10,117,975           | 10,366,459           | 10,945,513                      |
| 純 資 産 (千円)     | 6,985,064            | 7,422,521            | 7,785,970            | 8,415,025                       |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 16,462.56            | 17,493.57            | 18,350.15            | 1,983.30                        |

(注) 平成21年7月16日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、平成22年3月期から平成24年3月期までの中期経営計画の経営指針として、「『シーボン』ブランドの確立」を掲げ、新規顧客の開拓によるブランド認知度の向上とともに、製品やサービスの質を向上させ、顧客満足度を向上させることを目指してまいります。

中期経営計画実現のための重点課題として、「経営管理体制の強化」、「販売チャネルの強化、サロンサービスの向上」、「製品開発力の強化、機動的な生産・物流体制の構築」の3つの項目を掲げております。

##### ① 経営管理体制の強化

顧客満足度調査、顧客一人一人に適した美容情報の提供など、顧客との接点から顧客ニーズを的確に把握し、収集した情報をより詳細に分析できるシステムの継続的開発により、さまざまな顧客情報を分析し、その結果を製品開発や顧客サービス向上の企画立案にタイムリーに反映できるように顧客管理体制の強化を図ります。

また、コンプライアンス経営及びリスク管理体制の強化とともに、社員一人一人が顧客満足度を意識した高い目標を持つための教育・能力開発制度の拡充や管理職の育成強化策を実施し、顧客満足度の向上を主軸にステークホルダーからの信頼獲得を重視した経営管理体制の充実を図ってまいります。

##### ② 販売チャネルの強化、サロンサービスの向上

商圏の特性に応じた営業施策の展開を進めるエリアマーケティングに加え、出店候補地域の綿密な調査、商圏規模に合わせた出店計画などの本社サポート体制をより充実させ、直営サロンの新規出店による販売網の拡大を着実に展開するとともに、ホームページの利便性向上による通販部門の強化や、美容をコンセプトとしたバラエティショップへの卸販売、直営コスメショップの展開等により、販売チャネルを拡充します。さらに、効果的なイベントでの集客、インターネット広告の充実により、当社の認知度を高め新規顧客の集客力を向上させます。

また、一方で、顧客満足度の向上のためには、店舗美容販売員の社員満足度の向上が必要であると考えております。そのために、職場環境を整備し、社員定着率の向上を図るとともに、顧客からの満足度評価の結果を人事考課の評価基準に加える顧客志向の評価制度を構築し、サロンサービスの質的向上につなげてまいります。

③ 製品開発力の強化、機動的な生産・物流体制の構築

既存製品・シリーズのブランドポジショニングを整理し、不足するカテゴリに対して効果的な製品ブランドを開発していく一方で、顧客の潜在的なニーズを顕在化して新たな需要を獲得するために、機能別製品の戦略的開発に資する研究開発体制の充実を図ります。

また、品質を維持した上で、新製品の開発から発売までの業務を効率化することにより、製品開発スピードをアップさせ、研究開発部門への積極的な人材投入、投資、外部研究機関との提携などにより、機能別製品の研究開発力を向上します。

生産・物流体制におきましては、需給バランスの変化に対応して生産を柔軟に調整する体制を確立しておりますが、さらなる在庫の適正化・在庫回転率の向上を掲げ効率化を図ります。

(5) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

化粧品及び医薬部外品の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成22年3月31日現在）

- |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ① 本店                          | 東京都港区六本木七丁目18番12号             |
| ② メインオフィス・総合研修センター「シーボンパピリオン」 | 神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号          |
| ③ シーボン美容研究所                   | 栃木県河内郡上三川町多功2524              |
| ④ 直営店舗                        | フェイシャリストサロン101店<br>シーボンショップ1店 |
| ⑤ 予約センター                      | 13ヶ所                          |

(7) 従業員の状況（平成22年3月31日現在）

① 当社の従業員数の推移

| 部 門 区 分     | 従 業 員 数（名）    | 前事業年度末比増減（名） |
|-------------|---------------|--------------|
| 本 社 部 門     | 152 (94)      | 9 (6)        |
| 直 販 営 業 部 門 | 895 (862)     | 54 (107)     |
| 生 産 部 門     | 35 (45)       | 4 (△4)       |
| 合 計         | 1,082 (1,001) | 67 (109)     |

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数（名）          | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） | 平均年間給与（円） |
|------------------|---------|-----------|-----------|
| 1,082<br>(1,001) | 32.9    | 5.4       | 4,507,667 |

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成22年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 額 |
|---------------------------|-------|
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 91百万円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 14百万円 |

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成22年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,243,000株
- (3) 株主数 4,779名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                                   | 所有株式数   | 持株比率   |
|-------------------------------------------------------|---------|--------|
| 犬塚雅大                                                  | 1,606千株 | 37.85% |
| シーボン従業員持株会                                            | 350     | 8.26   |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC<br>I S G ( F E - A C ) | 156     | 3.68   |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                                         | 120     | 2.83   |
| 犬塚公子                                                  | 95      | 2.25   |
| 安田亜希                                                  | 95      | 2.25   |
| 望月暁一                                                  | 81      | 1.92   |
| 藤井達夫                                                  | 70      | 1.67   |
| 松下依彩央                                                 | 70      | 1.65   |
| 金子靖代                                                  | 63      | 1.51   |

- (注) 1. 所有株式数は単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式（60株）を控除し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況              |
|-----------|---------|--------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 犬 塚 雅 大 | －                                    |
| 代表取締役社長   | 金 子 靖 代 | －                                    |
| 取 締 役     | 久保田 英 男 | 直販営業部担当                              |
| 取 締 役     | 本 村 善 文 | 社長室担当                                |
| 取 締 役     | 塚 原 澄 子 | 生産部担当                                |
| 取 締 役     | 崎 山 一 弘 | 直販営業部担当                              |
| 取 締 役     | 朱 峰 玲 子 | 営業推進部担当                              |
| 取 締 役     | 諏 佐 貴 紀 | 管理部担当                                |
| 取 締 役     | 高 橋 健   | みずほ証券株式会社 シニアアドバイザー                  |
| 常 勤 監 査 役 | 石 原 栄 一 | －                                    |
| 監 査 役     | 笹 浪 恒 弘 | 卓照綜合法律事務所 弁護士<br>株式会社親和銀行 社外監査役      |
| 監 査 役     | 古 川 雅 一 | 海南監査法人代表社員 公認会計士<br>株式会社ACCESS 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役 高橋健氏は、社外取締役であります。なお、当社は同氏を株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役 石原栄一氏、監査役 笹浪恒弘氏及び監査役 古川雅一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 石原栄一氏は、上場他社において管理部担当役員を歴任しており、企業経営を統治する相当程度の知見を有しております。なお、当社は同氏を株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 笹浪恒弘氏は弁護士の資格を有しており、法務に精通し企業経営全般に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 古川雅一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。平成22年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

| (氏 名)   | (当社における地位及び担当) |
|---------|----------------|
| 清 水 和 子 | 執 行 役 員 美容指導担当 |
| 大 森 慎 一 | 執 行 役 員 管理部担当  |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

| 区 分                      | 支給人数      | 支給額           |
|--------------------------|-----------|---------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 9名<br>(1) | 270百万円<br>(4) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3<br>(3)  | 16<br>(16)    |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 12<br>(4) | 287<br>(20)   |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議をいただいております。
4. 上記の支給額には、当事業年度中に役員賞与引当金の繰入額として計上した17百万円（取締役9名に対し17百万円、うち社外取締役1名に対し0.2百万円）、監査役3名に対し0.6百万円（うち社外監査役3名に対し0.6百万円）を含んでおります。
5. 上記以外に、平成18年6月20日開催の当社第41期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打ち切り支給予定金額は取締役4名で28百万円となっており、当該金額はすでに未払金として計上済みとなっております。なお、支給時期は各該当役員の退任時としており、本株主総会をもって退任する取締役1名に対して6百万円を支払う予定であります。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係
- ・取締役 高橋健氏は、平成21年6月の就任時より平成22年3月までみずほ証券株式会社のシニアアドバイザーを兼務しておりました。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役 笹浪恒弘氏は、卓照総合法律事務所の弁護士、株式会社親和銀行の社外監査役であります。なお、当社と同2社との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役 古川雅一氏は、海南監査法人の代表社員、株式会社ACCESSの社外監査役であります。なお、当社と同2社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|                    | 活 動 状 況                                                                                                  |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 高 橋 健          | 平成21年6月26日就任以降開催された取締役会15回のうち12回に出席し、金融機関における豊富な経験と幅広い識見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。     |
| 常 勤<br>監査役 石 原 栄 一 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回に出席し、豊富な経験と幅広い識見を活かし、監査体制の充実に寄与し、日常的にも助言・提言を活発に行っております。 |
| 監査役 笹 浪 恒 弘        | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回、監査役会14回のうち13回に出席し、弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。                      |
| 監査役 古 川 雅 一        | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会14回のうち14回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。                    |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことに伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更しております。

### (2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 26百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制システム構築に関する助言・指導及び上場申請に係るコンフォートレター作成業務を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 「企業行動憲章」の主旨に沿って、全役職員が企業倫理を重んじ社会的責任を果たすために「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を制定し、これらを周知徹底させることにより法令・定款・社会規範を遵守する。
  - ② 代表取締役社長の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括・監視する。
  - ③ 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンスの重要性とコンプライアンスを尊重する意識の醸成等につき繰り返し啓蒙する。
  - ④ 内部監査課を設置し、会社の業務が法令・定款・社内規程等に準拠し適正かつ合理的に行われているかを監査し、監査結果を定期的に取締役会・監査役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会及び経営会議等の会議の議事録及び参考資料等の重要な情報）については、「文書管理規程」「文書保存年限表」等社内規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
  - ② 取締役及び監査役が求めた時は、担当部署はいつでも当該情報を閲覧または謄写に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機に関するフローとガイドライン」を制定し、平時にはリスクの発生を未然に防止する諸施策を講じるとともに、万一危機事態が発生した場合の対応についても予め「危機レベルに応じた対応策」等を定め、統合的にリスクマネジメントを行う。

- ② 代表取締役社長の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のリスクマネジメントを統括し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処する。
  - ③ 内部監査課を設置し、リスクマネジメントを検証するために、本社・工場・店舗を定期的に監査し、当社業務が適正且つ合理的に行われているかを評価する。監査結果を定期的に取締役会・監査役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会の決定に基づく社内規程（組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程等）において、取締役の基本職務や役割、責任、権限、決裁基準等を明確に定め、効率的な業務体制を整備する。
  - ② 取締役会を毎月定例開催する他、必要に応じて適宜臨時開催し、迅速かつ適切な意思決定を図る。経営計画の策定や重要な職務執行課題については、事前に取締役・執行役員で構成する「経営会議」において十分な審議を経て、取締役会に付議し決定する。
  - ③ 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議する委員会を設置する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 現在監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議し設置する。
  - ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし人事異動及び人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとする。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起をするために、監査役は、取締役会、経営会議やその他の重要会議に出席することができる。
  - ② 監査役には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出される。

- ③ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事態や不正、法令・定款等の重大な違反のおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告する。

#### 7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役からヒアリングの要請があった場合、取締役及び使用人はこれに応じなければならない。
- ② 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換により、監査の実効性を確保する。

#### 8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 「倫理規程」「シーボン行動規範」において、良識ある企業活動を心がけ、社会の規範を尊重する企業倫理を確立し、反社会的勢力との一切の関係遮断を基本方針としている。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じない体制を整備する。

#### 9. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化する。
- ② 「財務報告に係る内部統制規程」等に基づき、適正かつ有効な評価ができるよう、財務報告に係る内部統制システムを整備し、かつ適正に運用する。

# 貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |            | 負 債 の 部         |            |
|-----------------|------------|-----------------|------------|
| 流 動 資 産         | 5,518,946  | 流 動 負 債         | 2,332,315  |
| 現金及び預金          | 3,026,262  | 買 掛 金           | 191,715    |
| 売 掛 金           | 1,255,486  | 1年内返済予定の長期借入金   | 105,000    |
| 商品及び製品          | 283,890    | 未 払 金           | 813,141    |
| 仕 掛 品           | 124,709    | 未 払 費 用         | 236,363    |
| 原材料及び貯蔵品        | 387,969    | 未払法人税等          | 327,865    |
| 前払費用            | 97,139     | 未払消費税等          | 99,509     |
| 繰延税金資産          | 325,353    | 前 受 金           | 4,853      |
| その他             | 19,123     | 賞与引当金           | 30,936     |
| 貸倒引当金           | △987       | 役員賞与引当金         | 17,650     |
| 固 定 資 産         | 5,426,566  | ポイント引当金         | 483,655    |
| 有 形 固 定 資 産     | 3,916,790  | そ の 他           | 21,623     |
| 建 物             | 2,102,201  | 固 定 負 債         | 198,173    |
| 構 築 物           | 149,427    | 長 期 未 払 金       | 118,842    |
| 機 械 及 び 装 置     | 25,190     | そ の 他           | 79,331     |
| 車 両 運 搬 具       | 9,057      | 負 債 合 計         | 2,530,488  |
| 工具、器具及び備品       | 241,388    | 純 資 産 の 部       |            |
| 土 地             | 1,376,454  | 株 主 資 本         | 8,421,903  |
| 建 設 仮 勘 定       | 13,072     | 資 本 金           | 449,547    |
| 無 形 固 定 資 産     | 105,700    | 資 本 剰 余 金       | 333,447    |
| ソフトウエア          | 18,921     | 資 本 準 備 金       | 333,447    |
| ソフトウエア仮勘定       | 7,617      | 利 益 剰 余 金       | 7,638,985  |
| 電 話 加 入 権       | 78,337     | 利 益 準 備 金       | 37,758     |
| そ の 他           | 823        | その他利益剰余金        | 7,601,227  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,404,076  | 固定資産圧縮積立金       | 19,205     |
| 投資有価証券          | 184,543    | 別 途 積 立 金       | 100,000    |
| 破産更生債権等         | 1,232      | 繰越利益剰余金         | 7,482,022  |
| 長期前払費用          | 26,037     | 自 己 株 式         | △77        |
| 繰延税金資産          | 85,194     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | △6,878     |
| 保 険 積 立 金       | 233,783    | その他有価証券評価差額金    | △6,878     |
| 敷金及び保証金         | 858,516    | 純 資 産 合 計       | 8,415,025  |
| その他             | 18,000     | 負 債 純 資 産 合 計   | 10,945,513 |
| 貸倒引当金           | △3,231     |                 |            |
| 資 産 合 計         | 10,945,513 |                 |            |

# 損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額          |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高                 |         | 14,936,149 |
| 売 上 原 価               |         | 2,812,217  |
| 売 上 総 利 益             |         | 12,123,931 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 10,755,518 |
| 営 業 利 益               |         | 1,368,413  |
| 営 業 外 収 益             |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 9,610   |            |
| 受 取 家 賃               | 51,377  |            |
| そ の 他                 | 4,154   | 65,142     |
| 営 業 外 費 用             |         |            |
| 支 払 利 息               | 4,474   |            |
| 株 式 公 開 費 用           | 32,134  |            |
| そ の 他                 | 4,054   | 40,663     |
| 経 常 利 益               |         | 1,392,892  |
| 特 別 利 益               |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 539     |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 20,321  |            |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益       | 2,991   | 23,851     |
| 特 別 損 失               |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 17,237  |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損     | 1,813   |            |
| 減 損 損 失               | 4,491   | 23,542     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 1,393,201  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 606,835 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △47,653 | 559,182    |
| 当 期 純 利 益             |         | 834,018    |

# 株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

| 項目                      | 株 主 資 本   |                  |                            |             |             |        |                                           |                                      |                  |                                           | 自<br>株<br>式 | 株<br>主<br>資<br>本<br>計 |
|-------------------------|-----------|------------------|----------------------------|-------------|-------------|--------|-------------------------------------------|--------------------------------------|------------------|-------------------------------------------|-------------|-----------------------|
|                         | 資 本 剰 余 金 |                  |                            |             | 利 益 剰 余 金   |        |                                           |                                      |                  |                                           |             |                       |
|                         | 資<br>本    | 資<br>本<br>備<br>金 | 資<br>剰<br>余<br>金<br>合<br>計 | 本<br>金<br>計 | 利<br>準<br>備 | 益<br>金 | 固<br>定<br>資<br>産<br>圧<br>縮<br>積<br>立<br>金 | そ<br>の<br>他<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 | 別<br>積<br>立<br>金 | 途<br>過<br>繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 |             |                       |
| 平成21年3月31日残高            | 449,547   | 333,447          | 333,447                    |             | 37,758      | 20,409 | 100,000                                   | 6,880,165                            |                  | 7,038,332                                 |             | 7,821,327             |
| 事業年度中の変動額               |           |                  |                            |             |             |        |                                           |                                      |                  |                                           |             |                       |
| 剰余金の配当                  |           |                  |                            |             |             |        |                                           | △233,365                             |                  | △233,365                                  |             | △233,365              |
| 固定資産圧縮積立金の取崩し           |           |                  |                            |             |             | △1,204 |                                           | 1,204                                |                  | －                                         |             | －                     |
| 当期純利益                   |           |                  |                            |             |             |        |                                           | 834,018                              |                  | 834,018                                   |             | 834,018               |
| 自己株式の取得                 |           |                  |                            |             |             |        |                                           |                                      |                  |                                           | △77         | △77                   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |           |                  |                            |             |             |        |                                           |                                      |                  |                                           |             |                       |
| 事業年度中の変動額合計             |           |                  |                            |             |             | △1,204 |                                           | 601,857                              |                  | 600,653                                   | △77         | 600,576               |
| 平成22年3月31日残高            | 449,547   | 333,447          | 333,447                    |             | 37,758      | 19,205 | 100,000                                   | 7,482,022                            |                  | 7,638,985                                 | △77         | 8,421,903             |

| 項目                      | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|------------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 平成21年3月31日残高            | △35,356          | △35,356                | 7,785,970 |
| 事業年度中の変動額               |                  |                        |           |
| 剰余金の配当                  |                  |                        | △233,365  |
| 固定資産圧縮積立金の取崩し           |                  |                        | －         |
| 当期純利益                   |                  |                        | 834,018   |
| 自己株式の取得                 |                  |                        | △77       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 28,477           | 28,477                 | 28,477    |
| 事業年度中の変動額合計             | 28,477           | 28,477                 | 629,054   |
| 平成22年3月31日残高            | △6,878           | △6,878                 | 8,415,025 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下の通りであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 7年～50年 |
| 構築物       | 2年～60年 |
| 機械及び装置    | 2年～12年 |
| 車両運搬具     | 6年     |
| 工具、器具及び備品 | 2年～20年 |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

##### ④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に対応する負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ ポイント引当金

商品販売時にお客様に付与したポイントの使用による無償フェイシャルサービス等の提供に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

3,470,847千円

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 424,300株   | 3,818,700株 | 一株         | 4,243,000株 |

(注) 発行済株式の総数の増加は、平成21年7月16日付で、1株につき10株の株式分割を行ったことによるものです。

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 一株         | 60株        | 一株         | 60株        |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

イ. 平成21年6月26日開催の第44期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- ・配当金の総額 148,505千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 350円
- ・基準日 平成21年3月31日
- ・効力発生日 平成21年6月29日

ロ. 平成21年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

- ・配当金の総額 84,860千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 平成21年9月30日
- ・効力発生日 平成21年12月4日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成22年6月28日開催の第45期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 190,932千円
- ・1株当たり配当額 45円
- ・基準日 平成22年3月31日
- ・効力発生日 平成22年6月29日

#### 4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 繰延税金資産（流動）   |                  |
| 未払事業税        | 28,913千円         |
| 未払事業所税       | 5,084千円          |
| 役員賞与引当金      | 7,181千円          |
| 未払賞与         | 87,375千円         |
| ポイント引当金      | 196,799千円        |
| 繰延税金資産（流動）合計 | <u>325,353千円</u> |

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 繰延税金資産（固定）   |                  |
| 一括償却資産       | 13,886千円         |
| 減損損失         | 50,656千円         |
| 貸倒引当金        | 1,253千円          |
| 会員権評価損       | 8,876千円          |
| 投資有価証券評価損    | 8,840千円          |
| 未払退職金        | 48,356千円         |
| その他有価証券評価差額金 | 2,799千円          |
| 小計           | <u>134,669千円</u> |
| 評価性引当額       | <u>△36,299千円</u> |
| 繰延税金資産（固定）合計 | <u>98,370千円</u>  |

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 繰延税金負債（固定）    |                  |
| 固定資産圧縮積立金     | <u>△13,175千円</u> |
| 繰延税金資産（固定）の純額 | <u>85,194千円</u>  |
| 繰延税金資産の純額     | <u>410,548千円</u> |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 5. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|           | 取得価額相当額<br>(千円) | 減価償却累計額相当額<br>(千円) | 期末残高相当額<br>(千円) |
|-----------|-----------------|--------------------|-----------------|
| 機械及び装置    | 34,593          | 34,263             | 329             |
| 工具、器具及び備品 | 89,851          | 80,481             | 9,369           |
| ソフトウェア    | 12,850          | 6,424              | 6,425           |
| 合計        | 137,294         | 121,169            | 16,124          |

(2) 未経過リース料期末残高相当額

|     |          |
|-----|----------|
| 1年内 | 10,603千円 |
| 1年超 | 4,044千円  |
| 合計  | 14,647千円 |

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

|          |          |
|----------|----------|
| 支払リース料   | 29,884千円 |
| 減価償却費相当額 | 23,983千円 |
| 支払利息相当額  | 660千円    |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社売掛債権管理規定に基づき取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的の時価や発行体の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されています。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。1年内返済予定の長期借入金は設備投資に係る資金調達であります。未払法人税等及び未払消費税等は、全て3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。長期未払金は、退職金制度の打切支給に係る債務であり、退職時に支給する予定であります。これらの営業債務、借入金及び金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                    | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|--------------------|------------------|-----------|---------|
| ①現金及び預金            | 3,026,262        | 3,026,262 | —       |
| ②売掛金               | 1,254,498        | 1,254,498 | —       |
| ③投資有価証券            | 184,543          | 184,543   | —       |
| ④敷金及び保証金           | 858,516          | 760,940   | △97,575 |
| 資産計                | 5,323,820        | 5,226,245 | △97,575 |
| ①買掛金               | 191,715          | 191,715   | —       |
| ②1年内返済予定の<br>長期借入金 | 105,000          | 105,000   | —       |
| ③未払金               | 813,141          | 813,141   | —       |
| ④未払法人税等            | 327,865          | 327,865   | —       |
| ⑤未払消費税等            | 99,509           | 99,509    | —       |
| ⑥長期未払金             | 118,842          | 94,712    | △24,129 |
| 負債計                | 1,656,074        | 1,631,945 | △24,129 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金 ②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

①買掛金 ②1年内返済予定の長期借入金 ③未払金 ④未払法人税等 ⑤未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|                   | 1年以内(千円)  |
|-------------------|-----------|
| 現金及び預金            | 3,026,262 |
| 売掛金               | 1,254,498 |
| 投資有価証券            |           |
| その他有価証券のうち満期があるもの | —         |
| 合計                | 4,280,761 |

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,983.30円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 196.56円   |

## 9. その他

### 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所     | 用途 | 種類        | 減損損失    |
|--------|----|-----------|---------|
| ショップ梅田 | 店舗 | 建物他       | 4,197千円 |
| 広島     | 店舗 | 工具、器具及び備品 | 294千円   |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗を基本単位とし、本社、工場、六本木共有施設につきましては全社資産としてグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4,491千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物3,044千円、工具、器具及び備品1,447千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月14日

株式会社シーボン  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 野 雄一郎 ㊟

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 片 岡 久 依 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーボンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年 5月21日

株式会社シーボン 監査役会  
常勤監査役 石原 栄 一 ⑩  
(社外監査役)  
社外監査役 笹浪 恒 弘 ⑩  
社外監査役 古川 雅 一 ⑩

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金45円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は190,932千円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成22年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を確保し、当該社外役員が期待された役割を十分に発揮できるように、法令の定める限度に当該社外役員  
の責任を制限する契約を締結できる旨を定めた規定を、会社法第427条第1項  
に基づき新設するものであります。

また、会社法第329条に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、  
補欠監査役を選任するにあたり、その選任決議の効力の規定を新設するもの  
であります。

なお、定款第26条の規定を新設する議案を提出するにあたり、あらかじめ  
監査役全員の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4章 取締役及び取締役会<br>第18条～第25条 (条文省略)<br>(新 設)                     | 第4章 取締役及び取締役会<br>第18条～第25条 (現行どおり)<br><u>(社外取締役との責任限定契約)</u><br>第26条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規</u><br><u>定により、社外取締役との間に任務</u><br><u>を怠ったことによる損害賠償責任を</u><br><u>限定する契約を締結することができる。</u><br><u>ただし、当該契約に基づく限度</u><br><u>額は、金500万円以上であらかじめ定</u><br><u>めた金額又は法令が規定する額のい</u><br><u>ずれか高い額とする。</u> |
| 第5章 監査役及び監査役会<br>第26条 (条文省略)<br>(選任方法)<br>第27条 (条文省略)<br>(新 設) | 第5章 監査役及び監査役会<br>第27条 (現行どおり)<br>(選任)<br>第28条 (現行どおり)<br>2 <u>当会社は、会社法第329条第2項の</u><br><u>規定に基づき、法令に定める監査役</u><br><u>の員数を欠くこととなる場合に備え</u><br><u>て、株主総会において補欠監査役を</u><br><u>選任することができる。</u>                                                                                              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2 補欠により選任された監査役の任期は、退任監査役の任期を満了する時までとする。</p> <p>第29条～第31条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第32条～第35条 (条文省略)</p> | <p>3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、監査役就任前に、監査役会の同意を得て取締役会の決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 補欠により選任された監査役の任期は、退任監査役の任期を満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役として就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</p> <p>第30条～第32条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第6章 計算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。また、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本決議の効力は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなり、また、就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                    | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------|
| (しげみ のぶひこ)<br>重見 亘彦<br>(昭和45年10月18日生) | 平成5年4月 監査法人トーマツ(現 有限責任<br>監査法人トーマツ) 入社(現職)<br>平成9年4月 公認会計士登録(現在に至る) | 0株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 重見亘彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 重見亘彦氏は、公認会計士として豊富な経験と幅広い識見を有しており、独立した立場からの視点を監査に反映させられるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、本年7月より重見会計事務所副所長及び福北監査法人代表社員への就任が予定されておりますが、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 本株主総会の第2号議案が原案どおり承認可決され、なおかつ、重見亘彦氏が選任され、社外監査役に就任された場合は、当社定款の定めに基づき、当社は重見亘彦氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は、300万円または会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約であります。

#### 第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成11年6月開催の第34期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能とすることにつきご承認をお願いいたします。なお、本総会終結の時をもって対象となる当社取締役（社外取締役を除く）の員数は7名となります。

また、この度、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき、以下の要領にて当社取締役（社外取締役を除く）に対しストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することにつき、併せてご承認をお願いいたします。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

##### 1. 報酬枠を改定し、取締役（社外取締役を除く）に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

##### 2. 新株予約権の内容

###### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式24,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式で調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使または取得されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的である株式数の調整をできるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

###### (2) 発行する新株予約権の総数

240個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、100株とする。ただし、前記(1)に定める株式数の調整を行った場

合は、付与株式数について同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権行使時に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込価額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式分割の場合には株主割当日の翌日以降、株式併合の場合にはその効力発生のとき以降これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、以下に掲げる事由が生ずる場合またはその可能性がある場合は、次の行使価額調整式をもって行使価額を調整するものとする。

①時価を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行または自ら保有する当社株式を移転等処分する場合（ただし、新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、及び新株引受権の権利行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く）。

調整後の行使価額は、株式発行（もしくは株式移転等処分）の効力発生日以降、または、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

②時価を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権または新株予約権を付与された証券を発行する場合。

調整後の行使価額は、その新株予約権もしくは証券の発行日に、または、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権もしくはその証券の全てが行使されたものとみなし、行使価額調整式における「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使により発行される新株1株の発行価額を使用して計算される額とし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式数とする。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知しなければならない。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過する日の翌日から7年を経過する日までの範囲で当社取締役会の定めるところによる。

(6) その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

## 第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき、以下の要領にて当社従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することにつき、ご承認をお願いいたします。

1. 当社従業員に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

### 2. 新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式14,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式で調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使または取得されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的である株式数の調整をできるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

- (2) 発行する新株予約権の総数

140個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、100株とする。但し、前記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数について同様の調整を行う。

- (3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

- (4) 新株予約権行使時に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込価額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の大阪証券取引所J A

S D A Q市場における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式分割の場合には株主割当日の翌日以降、株式併合の場合にはその効力発生のとき以降これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、以下に掲げる事由が生ずる場合またはその可能性がある場合は、次の行使価額調整式をもって行使価額を調整するものとする。  
①時価を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行または自ら保有する当社株式を移転等処分する場合（ただし、新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、及び新株引受権の権利行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く）。

調整後の行使価額は、株式発行（もしくは株式移転等処分）の効力発生日以降、または、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

②時価を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権または新株予約権を付与された証券を発行する場合。

調整後の行使価額は、その新株予約権もしくは証券の発行日に、または、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権もしくはその証券の全てが行使されたものとみなし、行使価額調整式における「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使により発行される新株1株の発行価額を使用して計算される額とし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} \times \text{払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式数とする。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知しなければならない。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過する日の翌日から7年を経過する日までの範囲で当社取締役会の定めるところによる。

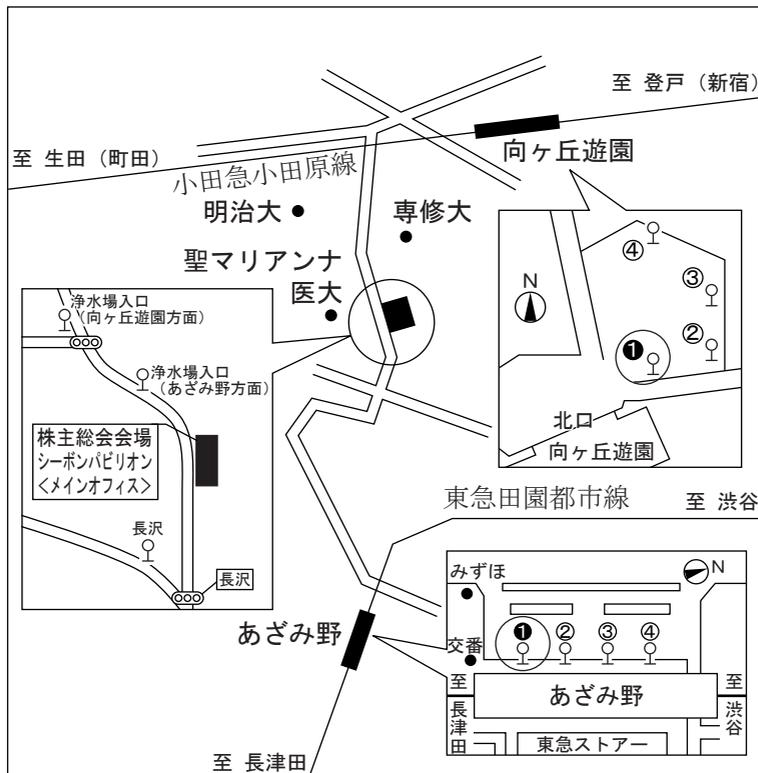
(6) その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号  
シーボンパビリオン<メインオフィス>エッグホール



## 【交通機関】

- 小田急電鉄／小田原線「向ヶ丘遊園」駅下車 北口出口  
小田急バス（あざみ野駅行き [向11]・聖マリアンナ医科大学行き [向12]）  
「浄水場入口」下車 [駅からの所要時間約15分]

○バス時刻表（向ヶ丘遊園駅発）①番のりば

|      |    |     |    |     |    |     |
|------|----|-----|----|-----|----|-----|
| 13 時 | 06 | ※16 | 26 | ※36 | 46 | ※56 |
|------|----|-----|----|-----|----|-----|

無印：あざみ野駅行 ※印：聖マリアンナ医科大学行

- 東急電鉄／田園都市線「あざみ野」駅下車 西口出口  
小田急バス（向ヶ丘遊園駅行き [向11]） 「長沢」下車 [駅からの所要時間約25分]

○バス時刻表（あざみ野駅発）①番のりば

|      |    |    |    |
|------|----|----|----|
| 13 時 | 10 | 30 | 50 |
|------|----|----|----|

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。